

建物には自転車駐車場が必要です



京都市自転車等放置防止条例による
自転車駐車場付置義務のあらまし



京都市
CITY OF KYOTO

目 次

目 次	1
はじめに	2
自転車駐車場の付置義務とは	3
付置義務の対象となる区域	4
付置義務の対象となる者	4
付置義務の対象となる行為	4
付置義務の対象となる建物	5
自転車駐車場の必要台数	6
規模に応じた緩和措置	6
業種に応じた緩和措置	7
増床時の緩和措置	8
自転車駐車場の設置基準	9
自転車駐車場の区画等	9
自転車駐車場の設置場所及び案内	9
自転車駐車場の管理	10
付置義務の届出の手続	11
付置義務の対象となる建物の承継	11
違反した場合の命令・罰則	11

はじめに

今日、自転車は、市民の日常生活を支える手軽で便利な乗り物として、また、環境にもやさしく、健康的な交通手段として、多くの方々に利用されていますが、一方で、不法に乗り捨てられる放置自転車が長らく課題になっています。

京都市では、道路、公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境を形成するため、昭和60年に京都市自転車放置防止条例（現在の京都市自転車等放置防止条例）を制定し、自転車駐車場の付置（施設等に付随して自転車駐車場を設置すること）義務を課するとともに、放置自転車の撤去などに取り組んできました。

自転車駐車場の付置については、昭和60年10月1日から、食料品を取り扱う小売店舗に対して義務付けをスタートさせましたが、平成12年12月1日からは、食料品を取り扱わない小売店舗、遊技場及び銀行・信用金庫にも対象を拡大し、義務を課したところです。

しかし、依然として、繁華街等で自転車駐車場がない施設の周辺では、路上等に自転車が放置されるといった問題が生じています。

このような問題の解決を図るためには、多くの自転車利用がある施設において、駐輪需要に応じた自転車駐車場が設置されていることが不可欠となります。

そこで、原因者負担の考え方にに基づき、自転車利用者の目的先である施設の設置者に、より広く自転車駐車場設置の責務を果たしていただくよう、平成21年10月1日から従来の対象施設である小売店舗、遊技場及び銀行・信用金庫に加え、飲食店、病院等、学習施設、博物館等、スポーツ施設、郵便局、映画館、カラオケボックス、レンタルビデオ店及び官公署を新たに付置義務の対象とし、自転車駐車場を確保していくこととしました。

このパンフレットでは、京都市自転車等放置防止条例に基づく自転車駐車場の付置義務について、その概要をわかりやすく説明しています。今回の改訂では、自転車駐車場の利用促進を図るため、利用時間や利用料金等を表示する入口表示板や施設入口から見えにくい位置にある自転車駐車場の位置を表示する案内板の設置について、内容を充実しています。

自転車駐車場の

付置義務とは

官公署、学校、図書館、公会堂、店舗及び事務所等で、自転車の利用が多い施設には、自転車駐車場がないと自転車が道路等の公共の場所に溢れ、歩行者の迷惑になるばかりでなく、災害時の避難にも危険が伴います。

そのため、これらの施設の設置者は、その敷地内又はその周辺に、利用者や従業員のための自転車駐車場を設置していただくとともに、自転車がその施設周辺の道路等に放置されないよう、心掛けてください。

なかでも、小売店舗、遊技場、銀行、飲食店、病院等、学習施設、博物館等、スポーツ施設、郵便局、映画館、カラオケボックス、レンタルビデオ店及び官公署で大規模なものには、特に多くの自転車の利用がありますので、その設置者は、利用者のために施設の敷地内又は周辺に自転車駐車場を必ず設置しなければならないこととなっています。

【参考】根拠法令

- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（第5条第3項及び第4項）
- 京都市自転車等放置防止条例（第9条から第26条）



付置義務の

対象となる区域

都市計画法に定められている「市街化区域」が対象区域です。

付置義務の

対象となる者

対象となる施設の設置者（所有者）が対象者です。

賃貸等による建物で営業されるときも、施設の設置者（所有者）が対象者となります。

付置義務の

対象となる行為

- 新設
- 増床

を行う場合に、自転車駐車場の設置が義務付けられており、届出が必要です。

付置義務の

対象となる建物

対象となる建物の用途の区分、施設面積の規模及び施設面積に算定される部分については、下表のとおりです。

用途の区分	施設面積	施設面積に算定されるもの
食料品等小売店舗	300㎡以上	売場、ショーウインド、ショールーム、サービス施設、物品の加工修理場のうち顧客から引受の用に直接供する部分 など (大規模小売店舗立地法第2条第1項による店舗面積)
食料品を取り扱わない小売店舗	300㎡以上	
コンビニエンスストア(※)	150㎡以上	
遊技場 (パチンコ店、ゲームセンター等)	250㎡以上	遊戯室、景品交換所 など
銀行 (銀行、信用金庫)	400㎡以上	銀行室、一般応接室、ロビー、ショーウインド、現金自動支払機設置室 など
飲食店	300㎡以上	客室、待合室 など
病院等 (病院、診療所、歯科医院、歯科診療所)	400㎡以上	一般外来診察室、一般外来検査室、待合室、会計室 など
学習施設 (専門学校、各種学校、学習塾)	300㎡以上	教室、講堂、実習室、自習室、図書室、資料室 など
博物館等 (博物館、美術館、図書館)	1,050㎡以上	展示室、施設利用者のための売店 など
スポーツ施設 (フィットネスクラブ、各種運動教室等)	250㎡以上	スタジオ、体育館、トレーニングルーム、マシンジム室、プール、相談室、風呂、更衣室、休憩室、ロビー など
郵便局	150㎡以上	営業室、一般応接室、ロビー、ショーウインド、現金自動支払機設置室 など
映画館	450㎡以上	観客席、施設利用者のための売店 など
カラオケボックス	450㎡以上	客室、待合室 など
レンタルビデオ店	250㎡以上	商品陳列室、視聴室 など
官公署	400㎡以上	一般待合室、一般応接室、一般会議室、一般集会室 など

※ 飲食料品及び日用品を販売する業務を行うための小売店舗で、主として飲食料品を販売し、その大部分においてセルフサービス方式(次の要件を満たしているものをいう。)を採用しているもののうち、1日の営業時間が14時間以上のものをいう。

- (1) 商品の包装を購入時に行わないこと。
- (2) 販売価格があらかじめ定められていること。
- (3) 客が自由に商品を取り集め、売場の出口等に設けられた勘定場で一括して商品の代金を支払うこと。

(注) 一の建物に複数の用途の区分がある場合

対象用途ごとの施設面積を当該対象用途に応じた上表の施設面積で除した数の合計が1以上である建物は付置義務の対象となります。

自転車駐車場の

必要台数

設置すべき自転車駐車場の規模は、下表のとおりです。

用途の区分	自転車駐車場の規模
食料品等小売店舗 食料品を取り扱わない小売店舗 コンビニエンスストア 飲食店 学習施設	施設面積 20 m ² までごとに1台
遊技場 スポーツ施設 レンタルビデオ店	施設面積 15 m ² までごとに1台
銀行等 病院 官公署	施設面積 25 m ² までごとに1台
博物館等	施設面積 70 m ² までごとに1台
郵便局	施設面積 10 m ² までごとに1台
映画館 カラオケボックス	施設面積 30 m ² までごとに1台

規模に応じた緩和措置

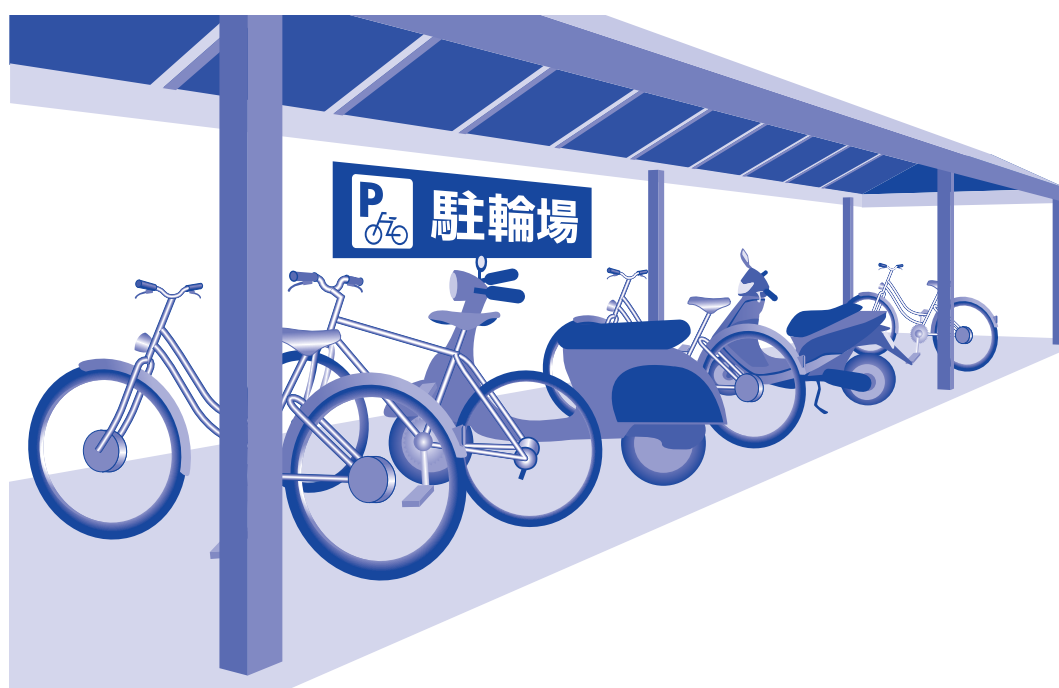
設置面積が 5,000 m²以上の非常に大きな施設については、次のとおり緩和措置を設けています。

施設面積	緩和措置
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の部分	施設面積に応じて計算した台数の2分の1に軽減
10,000 m ² 以上の部分	施設面積に応じて計算した台数の3分の1に軽減

業種に応じた緩和措置

食料品を取り扱わない小売店舗及び飲食店については、その業種が多岐にわたり、駐輪需要が異なるため、業種に応じた緩和措置を設けています。

用途の区分	業 種	緩 和 措 置
食料品を取り扱わない小売店舗	衣料品店，園芸用品店，靴屋，スポーツ用品店，フラワーショップ，家電店，医薬品・化粧品店	施設面積 20 m ² までごとに1台の割合で計算した台数の5割に軽減
	家具店，カー用品店，ペットショップ，仏具店，自転車店，日本人形店，陶器店，寝具店，カメラ・時計店，金物店，宝石店，眼鏡店	施設面積 20 m ² までごとに1台の割合で計算した台数の1割に軽減
飲 食 店	日本料理店・中華料理店・西洋料理店などの各国料理店，ラーメン店・焼肉店・スパゲッティ店・カレー店・そば・うどん店・すし店などの専門料理店，居酒屋等の酒場・ビアホール	施設面積 20 m ² までごとに1台の割合で計算した台数の5割に軽減
	料亭，バー，キャバレー，ナイトクラブ	施設面積 20 m ² までごとに1台の割合で計算した台数の1割に軽減



増床時の緩和措置

施設を増床する場合には、本来、既設部分を含めた施設面積に相当する規模の自転車駐車場付置義務が課されますが、既設部分の施設面積に応じた自転車駐車場の規模の9割を控除する緩和措置を設けています。

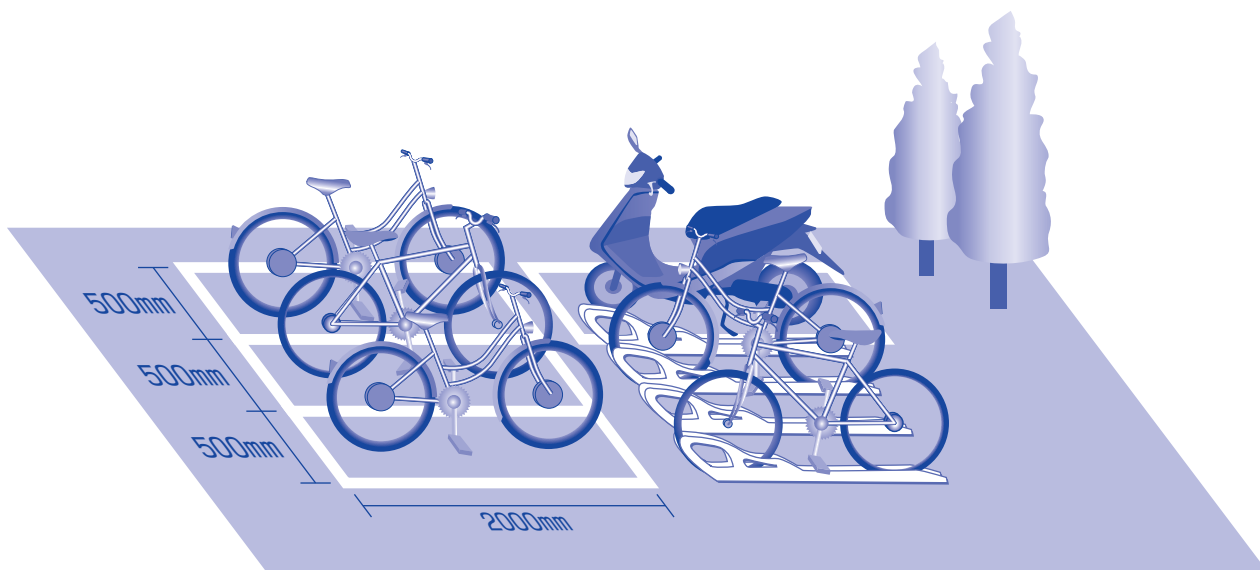
用途の区分	対象部分
食料品等小売店舗	昭和60年10月1日より以前から設置されているもの
コンビニエンスストア	
食料品を取り扱わない小売店舗	平成12年12月1日より以前から設置されているもの
遊技場	
銀行	
飲食店	平成21年10月1日より以前から設置されているもの
病院等	
学習施設	
博物館等	
スポーツ施設	
郵便局	
映画館	
カラオケボックス	
レンタルビデオ店	
官公署	

設置基準

自転車駐車場の区画等

自転車駐車場の設置に当たっては、その区画や形態について、以下の基準を満たしてください。

- 自転車駐車場の区画は、平置きの場合にあつては1台あたり幅 0.5m、長さ 2.0mを確保し、白線等でその範囲を明示してください。
ただし、ラック等を設置する場合は、ラックの数を基準とします。（設置するラックのカタログ等の提出が必要です。）
- 設置される自転車駐車場は、付置義務台数のうち1割を目安に、原動機付自転車の駐車にも対応可能な形態のものとしてください。（区画は上記の基準と同等以上を確保してください。）
ただし、原動機付自転車駐車場を別に設けるときは、この限りではありません。
- 自転車駐車場内に通路がある場合は、その通路の幅を概ね 1.5m以上としてください。



自転車駐車場の設置場所及び案内

(1) 自転車駐車場の設置場所

自転車駐車場は、施設敷地内又は当該敷地からの歩行距離がおおむね 50m以内の場所に確保してください。

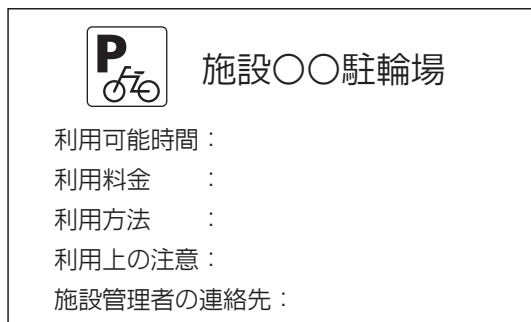
ただし、その場所に自転車駐車場を設置することが困難であると認める場合は、当該敷地からの歩行距離がおおむね 250m以内の場所に設置することができます。

(2) 自転車駐車場入口表示板の設置

自転車駐車場の入口には、自転車の図記号（日本工業規格Z8210号）を用いた標識を設置し、利用可能時間・利用料金・利用方法・利用上の注意・施設管理者の連絡先を記載した表示板を設置してください。



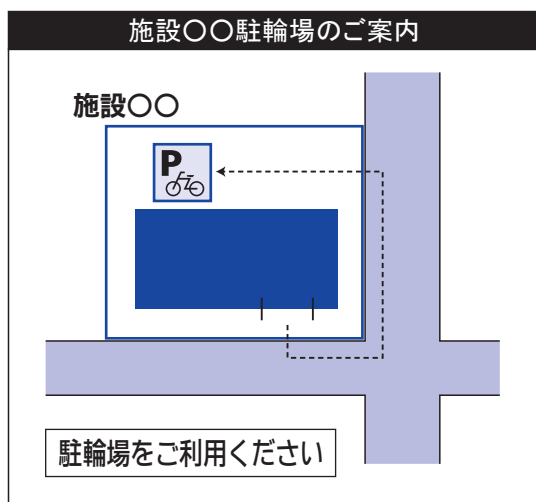
自転車駐車場入口表示板の例



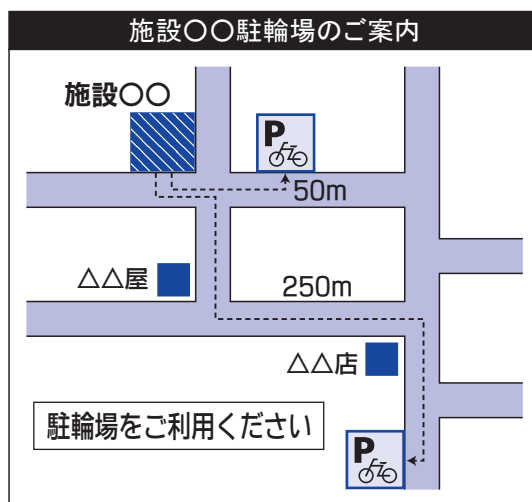
(3) 自転車駐車場案内板の設置

自転車駐車場が施設の入口付近から見えにくい場合は、施設の入口に自転車駐車場の場所を明示した案内板を設置してください。なお、敷地外や地下・屋上等に自転車駐輪場を設置する場合は、自転車駐車場への経路を示す案内板を施設の出入口など利用者の見やすい場所に設置してください。

自転車駐車場案内板の例



施設敷地内の場合



施設敷地外の場合

自転車駐車場の

管 理

自転車駐車場の設置目的に沿うように管理し、施設の一部や荷さばき場への転用など、本来の設置目的を外れた使用により、施設利用者の自転車が道路等に放置されないよう適正な管理を心掛けてください。

また、自転車駐車場に放置された自転車については、自転車駐車場の管理者等において、適正に対処してください。

付置義務の

届出の手続

届出に当たっては自転車駐車場設置届（第6号様式）（本市ホームページからダウンロードできます。）及び添付書類を提出してください。提出する書類は、建築確認申請等の他法令に基づき提出する書類と相違のない様にしてください。

「自転車駐車場設置届に必要な添付書類」

- ・付近見取図
- ・施設配置図
- ・自転車駐車場配置図
- ・施設各階平面図（施設の用途ごとに範囲を明記）
- ・自転車駐車場平面図（区画の寸法、表示板及び案内板の位置・仕様等設置内容のわかるもの）
- ・自転車駐車場の管理の方法を記載した書類
- ・自転車駐車場付置義務の台数算定根拠

など

また、届け出た事項を変更する場合も、自転車駐車場等変更届等を提出する必要があります。

自転車駐車場付置義務の対象となる建物を新設又は増床する場合は、事前に京都市建設局自転車政策推進室まで必ずご相談ください。

付置義務の対象となる

建物の承継

自転車駐車場付置義務の対象となる建物を購入、合併、相続等により取得されたときは、取得の日から30日以内に京都市建設局自転車政策推進室まで届け出てください。

違反した場合の

命令・罰則

自転車駐車場付置義務に関して、京都市自転車等放置防止条例に定められた事項に違反した場合には、措置命令や罰金を科されることがあります。

自転車駐車場付置義務及び京都市自転車等放置防止条例に関する問い合わせ先

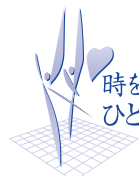
京都市建設局自転車政策推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話 075-222-3565

FAX 075-213-0017

メール jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp



時を超え美しく
ひと輝く歴史都市・京都



平成29年8月発行
京都市印刷物
第293086号